コーチ規程

特定非営利活動法人
日本パラ・パワーリフティング連盟

（目的）

第1条　この規程は特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟（以下「本連盟」という。）のコーチに関する資格及び派遣に係わる基本事項を定めるものである。

（コーチの種類）

第2条　パラ・パワーリフティングのコーチは、本連盟公認の地域コーチ、育成コーチ、強化コーチ、ヘッドコーチ、HPAD(ハイパフォーマンスアシスタントディレクター)、HPD(ハイパフォーマンスディレクター)とする。

２　前項に掲げるコーチの種類が適用される競技会の範囲は本連盟が別途定めるものとする。

３　本連盟のコーチは、毎年度、コーチ登録費を本連盟に支払わなければならない。

（コーチの資格）

第3条　本連盟は、以下の規定に従って、適切な資格と資質を有するコーチを選出するものとする。

（１）本連盟は、本連盟が認定するパラ・パワーリフティングの活動に、合計して2年以上継続的に参加した者の中から、コーチを志望する者を選抜し、コーチ研修会を実施する。本連盟は、コーチ研修会を修了した者のうち、日本パラリンピック委員会（以下「ＪＰＣ」という。）の定める初級障がい者スポーツ指導員の資格を保有する者に対し、**地域コーチ**の資格を与えることができる。

（２）本連盟は、地域コーチのうち、強化委員会が認定する者を本連盟の定めるプロジェクトに参加させることができる。本連盟は、合計して２年以上地域コーチとしての活動を続けた者のうち、ＪＰＣの定める中級障がい者スポーツ指導員の資格を保有し、かつ強化委員会から認定を受けた者に対し、**育成コーチ**の資格を与えることができる。

（３）本連盟は、育成コーチのうち、強化委員会が認定した者について、ＪＰＣの主催する障がい者スポーツコーチの資格取得のための講習会の受講を推薦することができる。本連盟は、障がい者スポーツコーチの資格を取得し、合計して2年以上育成コーチとしての経験を積んだ者のうち、強化委員会から認定を受けた者に対し、**強化コーチ**の資格を与えることができる。

（４） 本連盟は、強化コーチとして少なくとも合計で4年間以上研鑽を積んだ者のうち、強化委員会が、コーチとして練習プログラムを作成すること、及びパラ・パワーリフティング選手の強化及び育成を任せられると判断した者について、その者が強化委員会からヘッドコーチとして推薦され、かつ理事会で承認された場合には、当該強化コーチに対し、ヘッドコーチの資格を与えることができる。

（５） 上記、コーチを統括し、連盟の強化活動の責任者として、HPD(ハイパフォーマンスディレクター、強化委員長)、HPAD(ハイパフォーマンスアシスタントディレクター)をおくものとする。

（コーチの選考基準）

第4条　本連盟は、本連盟のコーチの選考にあたっては、公平性及び公正性に十分に配慮するものとする。

（コーチとなることができない場合等）

本連盟は、本連盟の者が以下のいずれかに該当する場合は、コーチ資格はないものとする。コーチ資格を有していた場合は、資格の停止、または、登録を抹消することができる。

（１） コーチが本連盟に対し、合計して二年以上コーチ登録費の支払いを怠った場合

（２） コーチとして公平性及び公正性の観点その他の観点から、本連盟のコーチ資格を保有することが相当でないと本連盟が判断した場合

（３） 選手、トレーナー等、コーチ資格以外の者がコーチをすることは、禁止とする。

（競技会への派遣）

第5条　日本選手権、その他本連盟が主催し又は認定する競技会には、強化委員会規程に従って選考された本連盟のコーチを派遣する。

２　国際競技会には、強化委員会規程にしたがって、選考された、強化コーチを派遣する。強化コーチのみでは人数に不足がある場合は、育成コーチまたは、地域コーチを派遣することができる。

３　パラ・パワーリフティングのコーチの派遣に要した旅費は、原則として本連盟の負担とする。

（規程の変更）

第6条　この規程は本連盟の理事会の議決によっていつでも変更することが出来る。

（付則）

この規程は、2021 年 10 月 24 日より施行する